

四国テクノブリッジフォーラム運営要領

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「四国テクノブリッジフォーラム」（以下「フォーラム」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 フォーラムは、四国テクノブリッジ計画に携わる産学官の関係者が連携して、広域的な人的ネットワークを構築することにより、産業クラスター（特定分野の関連企業、大学、研究所等の関連機関などが地理的に集中することにより、競争しつつ、協力して相乗効果を生み出す状態）の形成を図り、新事業、新産業が創出されることを通じて四国地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 産業クラスター形成に関する企業・研究者・行政間の意見情報の交換
- (2) 産業クラスター形成に関するニーズとシーズのマッチング事業
- (3) 産業クラスター形成に関するプロジェクトの発掘及び支援
- (4) 産業クラスター形成に関する産学官交流事業
- (5) 産業クラスター形成に関する講演会、交流会等の開催
- (6) その他本フォーラムの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員等)

第4条 フォーラムは、第2条の目的に賛同する、会員（法人会員、個人会員）、賛助会員、特別会員をもって構成する。（以下「会員等」と総称する）

- 2 会員のうち、法人会員は、四国テクノブリッジ計画に賛同し、参加する企業とする。個人会員は、大学教授、特許流通アドバイザー等の個人とする。
- 3 賛助会員は、フォーラムの事業を支援・協力する法人・団体とする。
- 4 特別会員は、行政機関、大学とする。

(事務局)

第5条 フォーラムの事務を処理及びフォーラム活動を推進するため、財団法人四国産業・技術振興センター（以下「STEP」という。）に事務局を置く。

財団法人四国産業・技術振興センター

TEL 087-851-7025

FAX 087-851-7027

(入会)

第6条 フォーラムに入会を希望するものは、STEP理事長（以下「理事長」という）に別に定める申込書を提出し、その承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員等は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 理事長は、会員等がフォーラムの目的若しくは事業を妨げ、またはフォーラムの名誉を傷つける行為をしたとき、これを除名することができる。

第4章 フォーラムの会議

(会議)

第9条 フォーラムの会議は、「四国テクノブリッジフォーラム運営委員会」、「四国テクノブリッジ連携推進会議」とする。

1. 「四国テクノブリッジフォーラム運営委員会」

フォーラム事業の運営に関する事項、その他理事長が必要と認める事項について審議するため、フォーラムに運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

委員長および委員会メンバーは、会員等の中から理事長が任命する。

委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2. 「四国テクノブリッジ連携推進会議」

各ミニクラスターの活動状況や連携方策についての協議や情報共有を図るため、四国テクノブリッジフォーラム事務局と各拠点ミニクラスター推進機関等からなる連携推進会議（以下「推進会議」という）を開催する。

第5章 会費

(会費)

第10条 会員等から会費は徴収しない。

第6章 雑則

(雑則)

第11条 この運営要領に定めるものの他、必要な事項については、委員会と協議して理事長が定める。

[付則] この運営要領は平成18年5月29日から適用する。